

# 羽場地区防災計画

## [災害への対策と備え]

第1版

H27.2

- |     |                           |        |
|-----|---------------------------|--------|
| 1.  | 基本方針と活動目標                 | P1     |
| 2.  | 土砂災害警戒情報と避難情報             | P2     |
| 3.  | 羽場地区自主防災会組織図              | P3     |
| 4.  | 羽場地区自主防災会組織役割             | P4     |
| 5.  | 発災時の自主防災会役員の行動役割          | P5     |
| 6.  | 羽場地区避難場所一覧                | P6     |
| 7.  | 羽場地区災害対策本部設置運営マニュアル       | P7,8   |
| 8.  | 避難所設置運営マニュアル              | P9     |
| 9.  | 各町自治会の災害から3時間以内の安全確認マニュアル | P10,11 |
| 10. | 災害発生から3日以内の安全確保           | P12    |
| 11. | 防災倉庫と備品備蓄計画               | P13    |
| 12. | 日頃の心構え                    | P14    |
| 13. | 各町自治会の防災役割                | P14    |
| 14. | 防災訓練                      | P15    |
| 15. | 3カ年施設整備計画書                | P15    |



# 1 基本方針と活動目標

## 1. 基本方針

- (1) 災害時における緊急時体制と機器整備を充実させ、人命を第一に対応する。
- (2) 飯田市防災訓練に合わせた羽場地区防災訓練を毎年2回以上実施する。

## 2. 活動目標

- (1) 地震  
3分、3時間、3日間を自助、共助で乗り切る。
- (2) 土砂災害  
犠牲者をゼロにするため避難情報の伝達と避難行動の遅れなきような管理、運営体制をつくる。
- (3) 雪害  
自治会ごと国県と市の道路除雪体制に合わせた、緊急生活道路の除雪体制を構築する。

## 3. 平時の目標

学習会、講演会、新聞、テレビ等により、自主防災会役員は防災知識を深め、各自治会の防災意識の向上に努める。

※各家庭において、飯田市防災ハザードマップ（羽場地区）を用意して、危険地区についての基礎知識と避難の備えに心がけましょう。

## 2 土砂災害警戒情報と避難情報

1. 自主防災会役員は、次の状況が発生したときは自主防災会の本部となる羽場公民館へ集合できるよう準備する。
2. 各自治会3役及び防災役員と連携し、自治会防災体制準備に入る。
  - ・地震発生（震度5弱以上）時及び東海地震警戒宣言発令時
  - ・大雨洪水警報発令時
  - ・土砂災害警戒情報発令時

### 土砂災害警戒情報

長野県地方気象台から発表されます。

1. 大雨注意報（情報に注意を。）
2. 大雨警報（避難の判断準備を。）
3. 土砂災害警戒情報（いつでも避難できるように準備を。）  
対象地域のレッドゾーン居住者に対して、直ちに避難準備情報を発令する。
4. 特別警報（これまでに経験がないような状況）

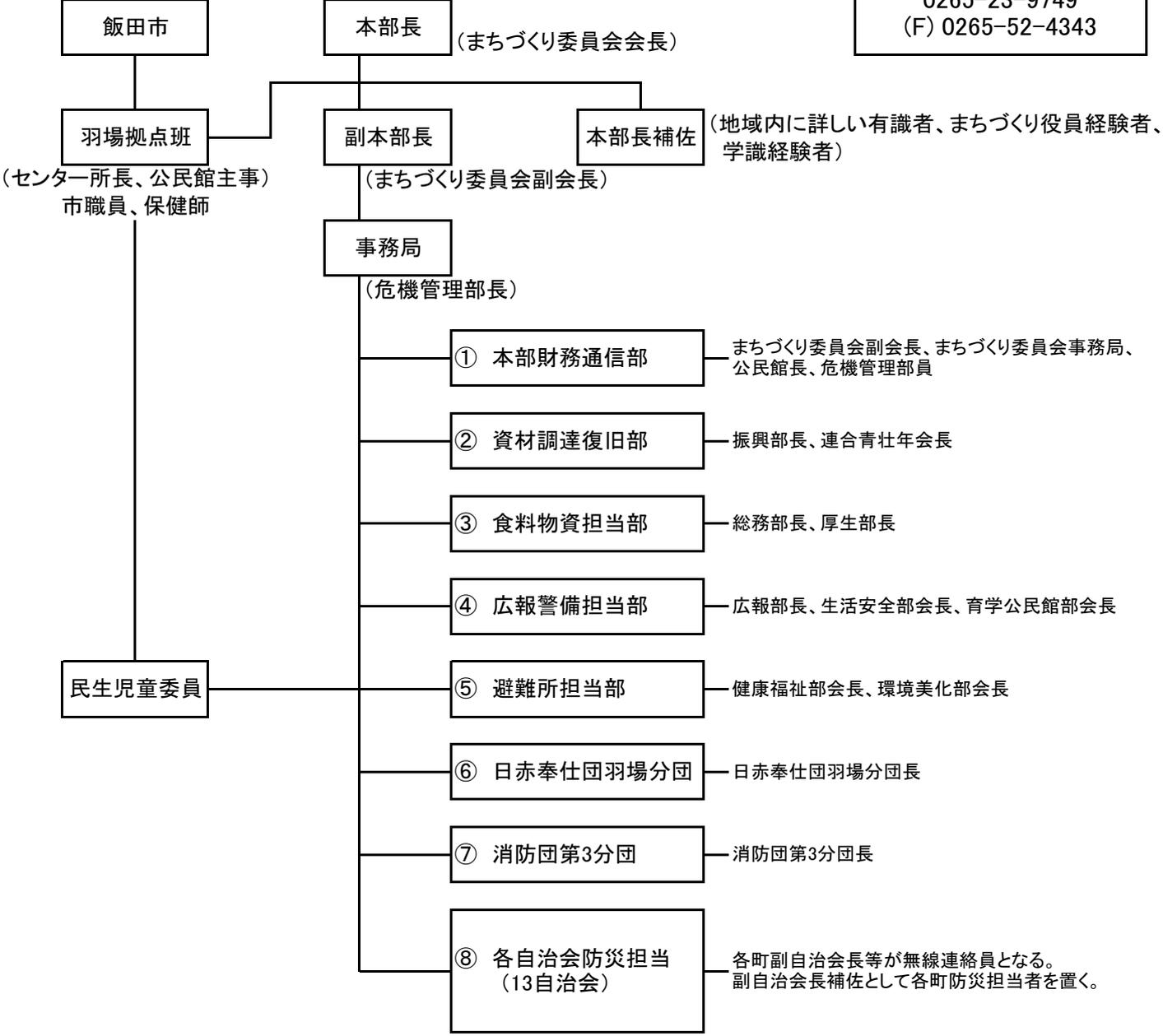
### 避難情報

市から発令される避難情報は次の通り

1. 避難準備情報（自主避難の目安に）
2. 避難勧告（避難を開始してください。）
3. 避難指示（危険です。今すぐ避難を。）
4. 避難所開設情報

### 3 羽場地区自主防災会組織図

羽場公民館  
0265-23-9749  
(F) 0265-52-4343



○ 鍵の管理者

・ 羽場公民館	公民館長、公民館主事、公民館管理係、宿日直委託者、センター長及び拠点班開錠担当、まちづくり委員会
・ 羽場公民館 防災倉庫	公民館長、まちづくり委員会副会長2名 危機管理部員3名、生活安全部長、日赤羽場分団長
・ 西中学校武道場 防災倉庫	西中学校、センター所長、羽場まちづくり委員会

## 4 羽場地区自主防災会組織役割

本部 羽場公民館  
0265-23-9749  
(F) 0265-53-4343

	緊急時(災害対策本部設置)	平常時
①本部財務通信部	対策本部設置、 情報収集・伝達・記録、 財務管理、無線連絡	防災倉庫の整備、点検、 防災訓練の立案、 啓発活動
②資材調達復旧部	現地確認、復旧作業、 必要車両等の調達、救助	緊急時資材、業者との調整
③食料物資担当部	食料・生活物資の調達	備蓄食料、備品の確保
④広報警備担当部	避難誘導、安全警備、救助	防災広報活動
⑤避難所担当部	避難所設置と運営、 避難者の受け入れ、 要支援者の対応、トイレ確保	避難路、避難施設の確認
⑥日赤奉仕団羽場分団	救護、炊出し	日赤規範による活動
⑦消防団第3分団	消火、救助、防災	地域広報活動
⑧各自治会防災担当 (13自治会)	自治会内のまとめ、 被災防災等の連絡(無線)	防災訓練の実施、 自治会内の広報活動

※ 本部長、副本部長、本部財務通信部は日頃より防災に係わる講演会、会議には積極的に出席し、羽場地区自主防災会の充実を図る。

※ 毎年、防災備品の点検を行い、必要な整備をしていく。

## 5 発災時の羽場地区自主防災会役員の行動役割

自主防災会役員は地震災害、大雨災害、土砂災害が発生及び予測されるとき、次の行動をとります。

1. まず町内自治会の安全確保を。
  - (1) 自分の家族の安否と安全確認、隣組、組合の安全確認
  - (2) 町内自治会 3 役との連絡・連携
2. 町内自治会内に（仮称）災害対策詰所を設置する。
  - (1) 一時避難場所の確認・確保
  - (2) 指定避難施設への誘導・案内掲示
  - (3) 町内全体の被害状況の把握と安否確認の実施
3. 羽場地区自主防災会（会長）から発令あれば、副自治会長と町内防災担当者へ引継ぎを行い、羽場公民館（災害対策本部）へ参集する。自分の自治会内での災害発生が予測される場合は自主防災会会長へ報告し、町内自治会にとどまり安全確保に努める。
4. 羽場地区自主防災会の起動（羽場公民館）
  - (1) 最初に公民館に到着した役員は、本部長、副本部長が到着するまで指揮の代行者となり任務遂行する。
  - (2) まず公民館の建物の安全確認を行う。
  - (3) 公民館の開錠（入室鍵は公民館職員、地区拠点班、まちづくり事務局が所有）
  - (4) 防災倉庫を開錠し、防災ユニフォームを着用し任務に入る。
  - (5) 非常電源を確保する。（発電機の起動）  
（本部設置マニュアル、避難所設置マニュアルによる。（別紙））

## 6 羽場地区避難場所一覧

※印は災害用特設公衆電話があります。

土砂災害時↓

地震の時↓

災害対策本部 指定避難施設 (予定)	羽場公民館	23-9749	※	○	○
	飯田西中学校 (体育館、武道場)	22-0143	※2カ所	△	○
	羽場中央公会堂			○	○
応急避難施設 (条件付開設)	羽場第一公会堂	23-6867	※	○	○
	羽場保育園	23-1388	※	△	○
	上河原老人集会施設		※	△	○
	多摩川精機 (株) 体育館	21-1800		—	—
避難地	飯田西中学校 (グラウンド)			△	○
	羽場セントラルパーク	羽場町3丁目		○	○
	羽場第1号公園	羽場町2丁目6		○	○
	羽場第2号公園	羽場町1丁目11-1		○	○

各自治会にて安全な場所へ避難を心がけてください。

### 主要連絡先

飯田市災害対策本部	22-4511
飯田国道事務所	53-7200
飯田建設事務所	23-1111
下伊那地方事務所	23-1111
飯田警察署	22-0110
飯田広域消防本部	23-0119
中部電力 (株) 飯田営業所	22-0944
NTT	21-3390
飯田市水道局	22-4511

# 7 羽場地区災害対策本部設置運営マニュアル

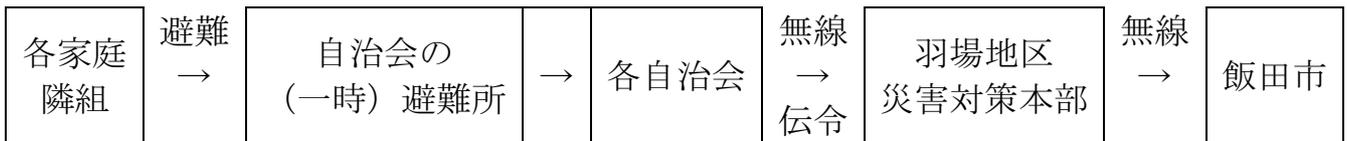
## 1. 対策本部の設置

自主防災会構成員は災害発生後、自主防災会会長の発令により非常時持出準備品を持参のうえで羽場公民館に集合し、市職員で構成される羽場拠点班と連携して災害対策本部を設置し、運営する。

- (1) 公民館の建物、敷地の安全を確認する。
- (2) 建物を開錠する。
- (3) 大会議室に机、椅子を並べ本部体制を整え、機械、備品、事務用品を準備する。
- (4) 電気、上下水道、ガス、電話の使用可否を確認、発電機から延長電源を確立する。
- (5) 防災倉庫を開錠しユニホーム、表示板等を出す。
- (6) 対策本部員はユニホームを着用する。
- (7) 災害対策本部の看板を玄関前に掲げる。
- (8) 駐車場スペースの確保。(給水車、救急車、消防団、広報車、パトカー等専用車両の駐車場を用意する。)
- (9) 飯田市災害対策本部と連絡を取る。(拠点班)

## 2. 対策本部の任務

1. 対策本部は地域内の安否情報など収集し取りまとめ、対応を協議し飯田市への伝達・連絡を行う。



自治会の一時避難所で行うこと。

- ① 安否確認情報（負傷者、要救護者、避難者、不明者）の収集
- ② 被災情報（建物や道路、河川の異常、火災の有無と範囲 等）の収集
- ③ 避難者の安全確保

2. 飯田市からの災害対策情報を地域住民に伝達する。



### 3. 方法

- ① 対策本部は各自治会副自治会長（防災担当または無線連絡員）へ伝達する。
- ② 各自主防災詰所では各自治会防災担当を中心に住民と協力し、必要な対処を施す。

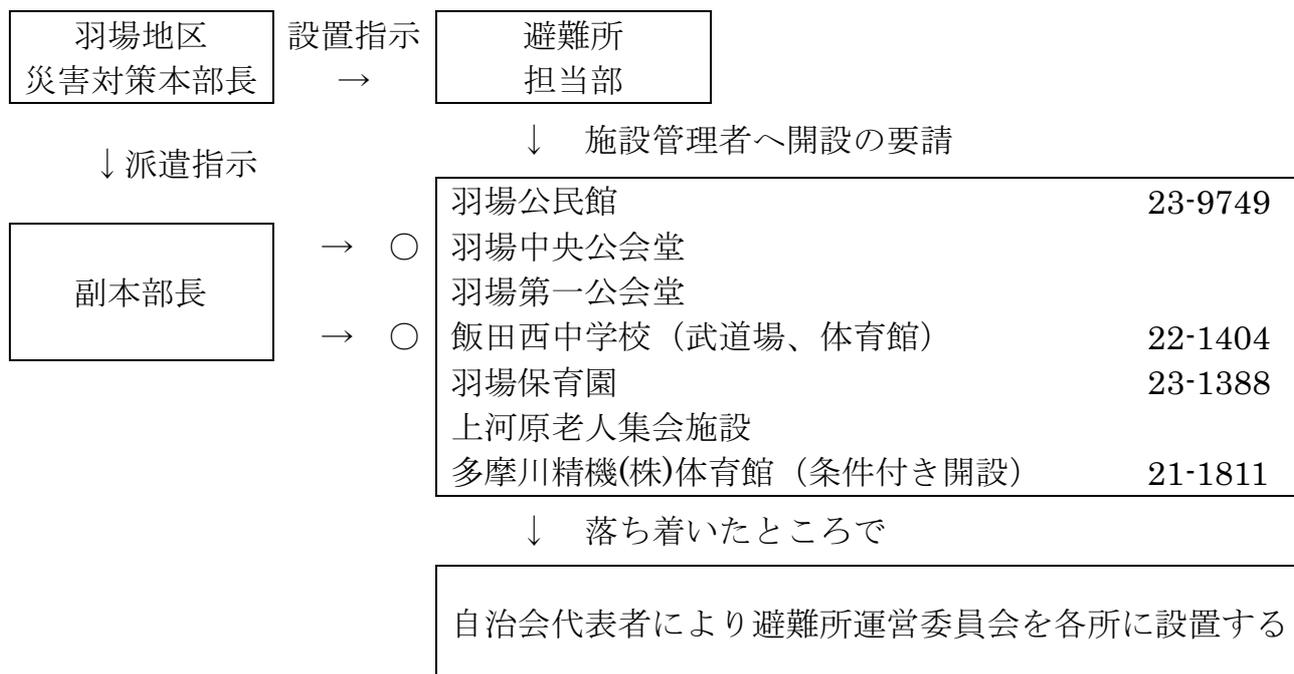
### 3. 避難所の設営と運営

(1) 避難者の受け入れの必要が生じたとき、災害対策本部が主導して避難所を設置する。

- ① 災害対策本部長は、避難所の設営が必要と判断した時は関係部門へ指示を出す。
- ② 避難所建物と内部施設の安全点検を実施する。（電気、水道、ガス、トイレ、電話、インターネット）
- ③ 消防団第3分団への協力支援要請する。
- ④ 各担当部長は避難所の設営と運営に対し必要な対応を進める。
- ⑤ 災害対策本部長または拠点班長（赤十字奉仕団羽場分区長）は、必要に応じて赤十字奉仕団長へ炊出し等の要請をする。
- ⑥ 各部長以下防災部員は活動に入る。

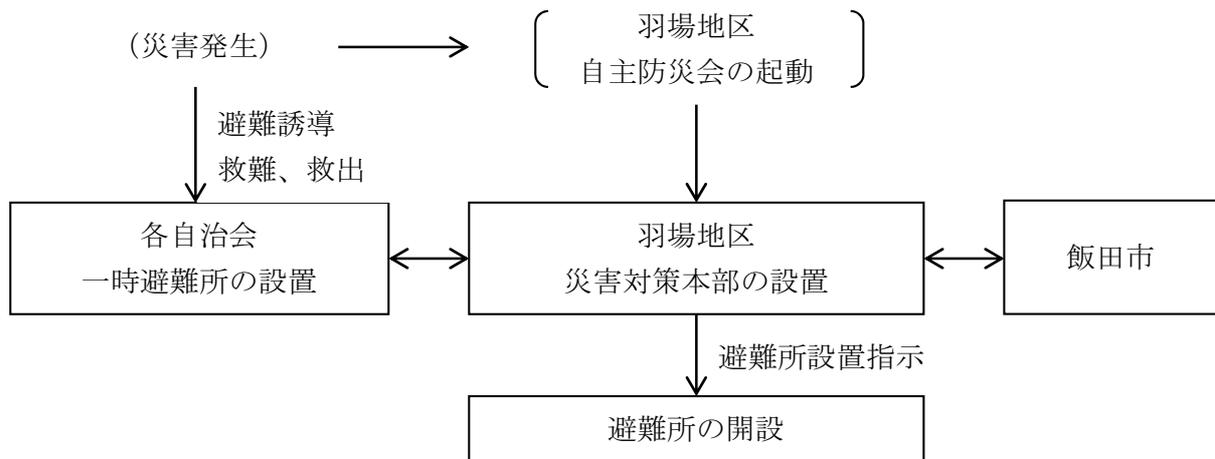
（各部の設置、運営マニュアルは別紙）

## 8 避難所設置、運営マニュアル



1. 避難所担当部は防災倉庫から避難所表示看板、受付表示、受付簿ほか避難所開設準備品を持ち避難所施設へ向かう。
2. 施設管理者から鍵を借り受け、施設の安全を確認した後に開錠する。
3. 避難所表示看板、各場所の表示、受付を設置する。
4. 避難者の受け入れ
  - ① 避難者名簿へ記入してもらう。
  - ② 健康状態チェック
  - ③ 避難者を家族構成や傷病の有無等を考慮して配置分類し、入室の案内をする。
5. 避難者受け入れ状況を災害対策本部へ報告する。（世帯数、人数）
6. 避難所の受け入れが落ち着き、避難者の状況が安定してきたところで「避難所運営委員会」の設置準備に入る。
  - ① 避難者が居住する自治会ごとに代表者を定める。
  - ② 各代表者は運営委員となり、避難所の使用方法やルール等を定め、避難所の自主運営に努める。
7. 避難所担当部は、避難者への情報提供に努める。

## 9 各町自治会の災害から3時間以内の安全確認マニュアル



### 地震発生の場合

#### 1. 初期行動（安全確認）

- (1) 第一に身の安全を。安全な場所（机の下等）に避難して、揺れの治まるのを待つ。  
わが身と家族の安全確保。自分の命は自分で守る。
- (2) あわてず火の始末を。
- (3) 火を出したらまず消火を。  
大声で「火事だ！」と叫び、近所に協力を求め、初期消火に努める。  
炎が天井までうつったときは、消火活動よりも避難することを優先する。

#### 2. ご近所の安全確認と助け合い

- (1) わが身、家族の安全確認が出来たら、隣近所、組合内で声を掛け合い、安全、安否の確認を行う。
- (2) 組合内に要救護者があるときは、力を合わせて一時避難場所まで連れてくる。
- (3) 負傷者がいる場合は、救急用具等を使い応急処置し、必要とあれば医師（医療従事者）を求め、病院へ搬送等状況に応じた対応を行う。
- (4) 町内3役、防災役員は、一時避難場所へ集結後、一時避難所へ走り、点検後避難所を設置する。
- (5) 避難経路の安全確認と避難者の誘導。
- (6) 消火活動、救難救出作業等の応急処置をとる。

#### 3. 一時避難所

- (1) 一時避難所では、組合単位で把握した安否情報と被災情報を、自治会単位で取りまとめる。
- (2) 生存未確認者及び組合未加入者について、できるだけ安否を確認する。
- (3) 発災から順次安否情報や被災状況を記録して、各自治会の防災担当等（無線等）を経由して、定期的に「羽場地区災害対策本部」へ報告する。

## 台風、豪雨による土砂災害発生の場合

1. 天気予報等によりの確な事前情報を収集し、避難準備に備える。
  - (1) 土砂災害警戒情報と自治会見廻り等の独自情報に注意する。
  - (2) 市から発令される避難情報等に注意し、自治会内への情報伝達と避難行動を促す呼びかけを行ってゆく。
  - (3) 避難経路、避難方法についても、日頃からの点検と防災訓練時の確認に沿って点検しておく。
  
2. 町内3役、防災役員は事前に一時避難所の点検確保に動く。
  
3. 大雨警報が発令されたら、早めの避難に心がける。
  
4. 災害発生と応急活動
  - (1) 救命、避難を第一に心がける。
  - (2) 無理のない行動で現場、及び周辺住民の誘導を行う。
  - (3) 避難行動要支援者の誘導、負傷者の応急処置、病院への手続きをする。
  - (4) 自主防災会（災害対策本部）、市、飯田警察署、飯田広域消防本部への連絡を。
  
5. 一時避難所
  - (1) 一時避難所では、組合単位で把握した安否情報と被災情報を自治会単位で取りまとめる。
  - (2) 生存未確認者及び組合未加入者について、できるだけ安否を確認する。
  - (3) 発災から順次安否情報や被災状況を記録して、各自治会の防災担当等を経由して、定期的に「羽場地区災害対策本部」へ報告する。

## 10 災害発生から3日以内の安全確保

### 1. 避難所の運営

避難所担当部は、各自治会避難者代表者からなる運営委員会を立ち上げ、自主的に避難所内の運営を行ってゆく。

(1) 安否、被災情報の細やかな伝達

(2) 情報掲示板の設置

(3) 物資、食料等の確保。支援物資の管理、配布。

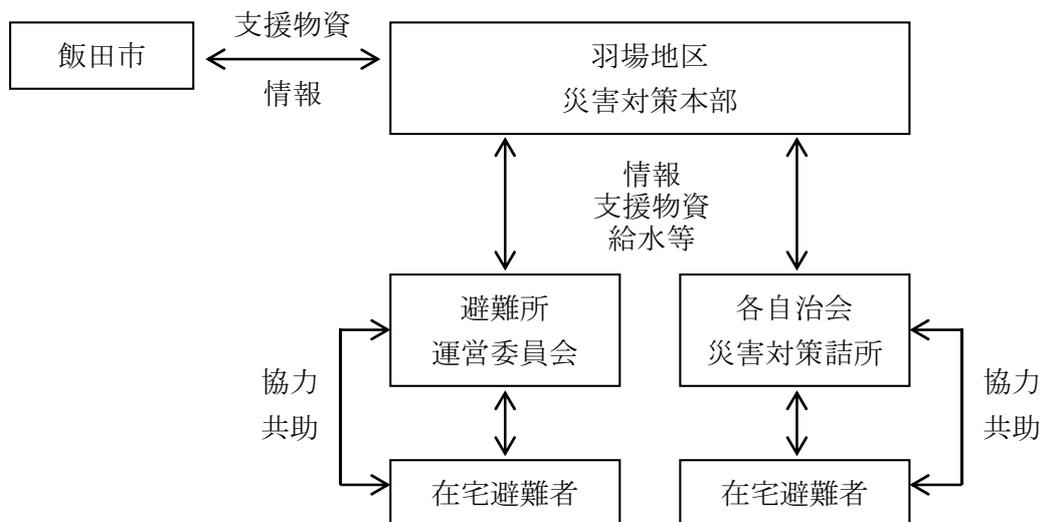
(4) トイレ、水等衛生管理。ゴミの処分、清掃、ペットの対応等。

(5) 負傷者、発病者の応急処置と経過対応。(必要ならば隔離、搬送)

(6) 1日に2度(朝、夕)運営委員会を開催し、状況把握や課題について協議調整してゆく。

プライバシーと性別には十分配慮する

### 2. 在宅避難者(被災者支援を在宅で受ける方)への支援と協力



(1) 避難所へ寄せられる支援物資などについては、在宅避難者に対しても十分配慮し通知配布する。

(2) 給水、食料についても各自治会防災担当者を通じ徹底する。

(3) 在宅避難者の方々にも避難所の運営にできるだけ協力していただき、円滑な運営を図る。

### 3. 各自治会安否、被災状況の把握と報告

各自治会防災担当は、地区内の安否情報及び被災現場の状況を把握しながら、災害対策本部を通じ避難所へ経過を報告する。

## 11 防災倉庫と備品備蓄計画

羽場地区には防災倉庫が2カ所設置されている。

- ・羽場公民館防災倉庫
- ・西中学校武道場前防災倉庫（飯田市管理）

### 1. 管理手法

- (1) 使用したら、必ず点検、補充し返却する。
- (2) 備品については毎年まちづくり委員会の承認を得て購入する。
- (3) 備品一覧表を作成し、倉庫内に明示する。
- (4) 自主防災会役員は、防災倉庫の場所、備品の内容について把握しておく。

### 2. 管理者と鍵の管理者

	羽場公民館防災倉庫	西中学校武道場倉庫
管理者	羽場まちづくり委員会 危機管理部	飯田市
鍵	公民館長 まちづくり委員会副会長2名 危機管理部員3名 生活安全部会長 日赤羽場分団長	西中学校 センター長 まちづくり委員会
保管備品一覧表	事務局（自主防災会） 危機管理部	事務局（自主防災会） 自治振興センター

### 3. 備蓄資機材の整備計画

資機材の補充と充実を図るため、危機管理部が主体となって毎年3カ年の整備計画を立てる。

### 4. 各自治会の防災倉庫

各自治会は各町内の事情、状況により防災倉庫を設置し、備品の整備を行ってゆく。

## 12 日頃の心構え

いざという時にしっかりと対応できるよう、平常時から様々な準備をしておくことが大切です。

1. 地域住民への防災知識の普及
  - (1) 防災に関する学習会や講演会の開催
  - (2) 防災意識啓発、高揚のための広報誌などの発行
  - (3) 地域災害史や災害体験談の掘り起し
  - (4) 防災カルテや防災マップの作成
  - (5) 地域内危険要因や危険個所の点検
  
2. 各家庭での防災チェックポイントの周知、指導
  - (1) 本棚や箆箆など、重いものを下段に、軽いものを上段に入れる。
  - (2) 背の高い家具はL字金具などで壁や柱にしっかり固定する。
  - (3) 窓ガラスには飛散防止フィルムを貼っておく。
  - (4) カーテンは防災加工されたものを使用する。
  - (5) ストープは耐震自動消火機能のあるものを選ぶ。 など
  
3. 災害時の非常持出品リストの配布
  - (1) 貴重品（現金、預貯金通帳、権利証書、印鑑、健康保険証）
  - (2) 応急医薬品、常備薬（消毒液、鎮痛剤、胃腸薬、体温計、絆創膏）
  - (3) 衛生用品（石鹸、歯ブラシ、タオル、ティッシュ、包帯）
  - (4) 衣類（下着、上着、靴下、軍手、レインコート）
  - (5) 非常食、飲料水など（缶詰、チョコレート、ペットボトル類、インスタント食品）
  - (6) 生活用品（ライター、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、新聞紙、筆記用具）
  - (7) ヘルメット、防災ずきん
  - (8) その他（携帯ラジオ、懐中電灯、電池）

## 13 各町自治会の防災役割

1. 各町内での防災体制、組織表の作成
2. 各役員の防災意識と知識の普及
3. 助け合いマップによる住民の掌握。
4. 防災訓練の実施

## 14 防災訓練

地震防災訓練と土砂災害防災訓練は自助、共助で対応する防災体制づくりと住民の防災意識の高揚を目的に実施する。

1. 羽場地区防災訓練は、飯田市地震総合防災訓練と飯田市土砂災害防災訓練に合わせて実施する。(年2回と必要に応じて)
2. 防災訓練の計画は、自主防災事務局(まちづくり委員会危機管理部)が作成し、羽場地区自主防災会にて協議のうえで実施する。
3. 羽場地区自主防災会の訓練及び各町内自治会防災の訓練を適時実施し、羽場地区内住民全員の参加を促す。
4. 効果的な訓練にするため実戦で役立つ訓練計画を立てる。
  - (1) 地震時の初期消火訓練
  - (2) 避難誘導訓練
  - (3) 応急救護、救出訓練
  - (4) 情報収集、伝達訓練
  - (5) 給食、給水訓練
5. 反省と計画の見直し  
必ず反省を行い、状況にあった対策をとってゆく。

## 15 3カ年施設整備計画書

資機材の3カ年整備計画を毎年見直し整備する。